

花巻市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年7月18日

花巻市監査委員	萬	久	也
同	横	田	忍

別紙

令和6年度財政援助団体監査の結果

1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本市が財政的援助を与えている団体の出納その他の事務執行で財政援助に係るものを監査対象とした。

2 監査の目的

本監査は、市が出資している第三セクターの経営状況の把握、事務執行全般を確認することにより、出資金が有効に活用されているかを検証することを目的として実施した。

3 監査の対象団体及び所管課

(1) 株式会社土澤まちづくり会社

〔出資金名称〕土澤まちづくり会社出資金

〔所管部署〕東和総合支所地域振興課

(2) 株式会社石鳥谷観光物産

〔出資金名称〕石鳥谷観光物産出資金

〔所管部署〕石鳥谷総合支所地域振興課

4 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ①出資目的及び出資金額の妥当性について
- ②出資金の支出手続きについて
- ③出資団体の経営成績及び財政状態の把握について
- ④出資団体に対する適切な指導監督の実施について

(2) 出資団体関係

- ①定款並びに経理規定等諸規定の整備について
- ②設立目的と事業運営の整合について
- ③財務諸表作成における法令等への準拠について
- ④関係帳票並びに領収書等証拠書類の整備保存について
- ⑤会計経理及び財産管理について
- ⑥経営成績及び財政状態について
- ⑦キャッシュフローの状態について

5 監査の期間

令和6年5月10日から令和6年7月3日まで

6 監査の方法

対象団体の業務に係る、出納その他の事務が、所管課においては法令、条例、規則、要綱、規定などに従い適正かつ効率的に執行されているか、出資団体については、団体の定款、規定などに従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、市監査基準（令和2年4月1日改正）により実施し、現金の保管状況や施設（車両を含む）の状況を確認したほか、所管課より関係書類の提出を求め、事務局職員が証拠書類との照合や会計帳簿の調査などを行った。その予備監査を踏まえ、監査当日、所管課立ち合いのもと事情聴取などにより実施した。

7 監査の結果

上記団体にかかる事務事業は、出資目的の趣旨に沿い、関係諸法令及び予算の定めるところにより実施され、おおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。